

時代を動かしたり毎日をおもしろくしたり。
キラキラ光る心の翼を広げて新しい明日へステップアップ！

令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
中央審査会出展作品



中学生のための選挙ガイド





私たちが生活する社会にどのような問題があるでしょうか？
今、そして将来に向けてあなたが望むことは何ですか？



〔 考えてみましょう 〕

私たちが生活する社会の問題を解決し、社会をより良くする方法を考え、決めていくことが政治の役割です。

しかし、少数の人が自分たちのためだけに政治を行ったら、社会全体はより良いものにはなりません。

そのため、みんなが社会の一員として参加し、意見を出し合い、ものごとを決めていくことが重要なのです。(民主主義)

私たちは、若い人から高齢の人まで、一人ひとりが「主権者」であり、国や地域の政治のあり方を最終的に決めることのできる力を持っています。(国民主権)

「選挙」はなぜ大切なのでしょうか？



社会を構成する人たちの全員が集まり、全員で複雑なものごとを決めるのは難しいことです。

「選挙」は、なるべく多くの人の意見を政治に反映するため、私たちに代わって社会の問題を解決したり、私たちの願いを実現してくれる代表者を選ぶための仕組みです。

「選挙権」は、私たち一人ひとりが「主権者」として社会をより良くしていくための、大切な権利なのです。

中学3年生の皆さんは、今はまだ選挙権がありませんが、この小冊子を通じて選挙についての理解を深め、近い将来、立派な有権者として投票に参加してくれることを心から願っています。

選挙の 四原則

●
●
●
●
日本の選挙は次の四つの原則で行われています。

普通選挙

すべての国民に、性別や納税の有無などにかかわらず、ある一定の年齢に達した時に選挙権や被選挙権が与えられます。

平等選挙

すべての選挙人の選挙権の内容は平等であり、1人1票制がとられています。

直接選挙

議員などの選出が、一般の選挙人によって直接行われる直接選挙が行われています。

秘密選挙

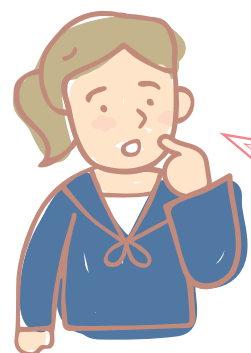
選挙人の自由な意思による選挙権の行使を保障するため、無記名秘密投票制度がとられています。



選挙権年齢の引下げ ～20歳から18歳へ～

平成28年6月19日より、「満20歳以上」から「満18歳以上」へと選挙権年齢が引き下げられました。

選挙権年齢の引下げは、昭和20年(1945年)以来、約70年ぶりの歴史的なできごとです。



なぜ引き下げられることになったのかな？

中学3年生も、あと3年で投票できるようになるんだね！

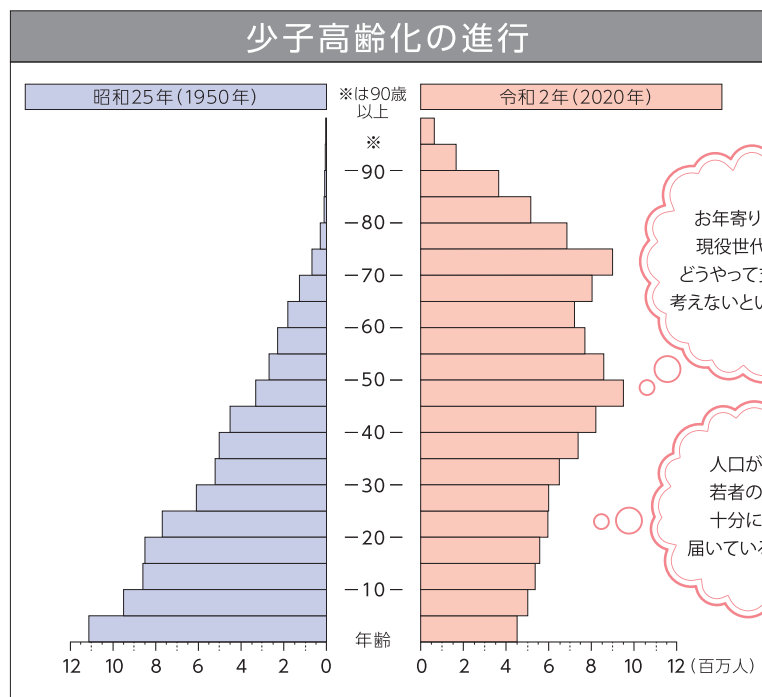


選挙権年齢の引下げは世界の流れに沿ったもの

少子高齢化が進む中、より多くの若者の政治参加が必要

各国の選挙権年齢（抜粋）	
25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシア など
20歳	カメルーン、(日本) など
19歳	韓国
18歳	↓ 日本 米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア など
17歳	東ティモール など
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジル など

(国立国会図書館2014年調べ)



(総務省統計局「国勢調査報告」より)

現在、海外では選挙権年齢が18歳以上の国が主流になっています。

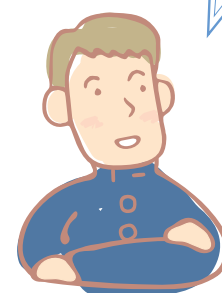
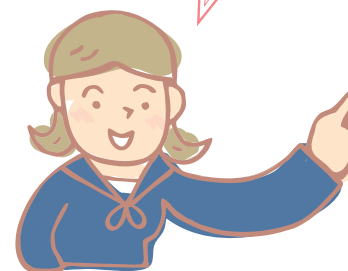
選挙権年齢の引下げにより、約200万人余り(静岡県では約7万人)の若者が新たに選挙権を得ることになりました。

18歳選挙権までの長い道のり

明治23年(1890年)に初めて実施された第1回衆議院議員総選挙のとき、有権者は全人口のわずか1.1%に過ぎませんでした。多くの国民による普通選挙権獲得のための運動や女性参政権獲得のための運動があり、先人の努力によって、長い歴史を経て選挙権が広げられてきたのです。

納めた税金の額にかかわらず、投票できるようになったんだね

女性も投票できるようになったんだね



80%

48%

20%

5.5%

2.2%

1.1%

人口に占める有権者数の割合

衆議院議員の選挙権の
うつりかわり

明治22年(1889年)

年齢満25歳以上
男性

直接国税15円以上の納税者

明治33年(1900年)

年齢満25歳以上
男性

直接国税10円以上の納税者

大正8年(1919年)

年齢満25歳以上
男性

直接国税3円以上の納税者

大正14年(1925年)

年齢満25歳以上
男性

(納税要件廃止)

昭和20年(1945年)

年齢満20歳以上
男性・女性

平成27年(2015年)※

※法改正成立時点

年齢満18歳以上
男性・女性

18歳になると 選挙人名簿に 登録されます。

選挙人名簿は、投票を円滑に行うために、あらかじめ選挙人を登録しておく台帳です。選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないければ投票することはできません。

住民基本台帳に 記録されていることが 前提です。

選挙人名簿に登録されるには、年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同一市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要です。

国外に住所がある日本国民も 在外選挙人名簿に登録されれば 国政選挙の投票ができます。

●在外選挙人名簿登録資格

年齢満18歳以上の日本国民で引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方

●在外選挙人名簿登録方法

[在外公館申請]

出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館に申請

[出国時申請]

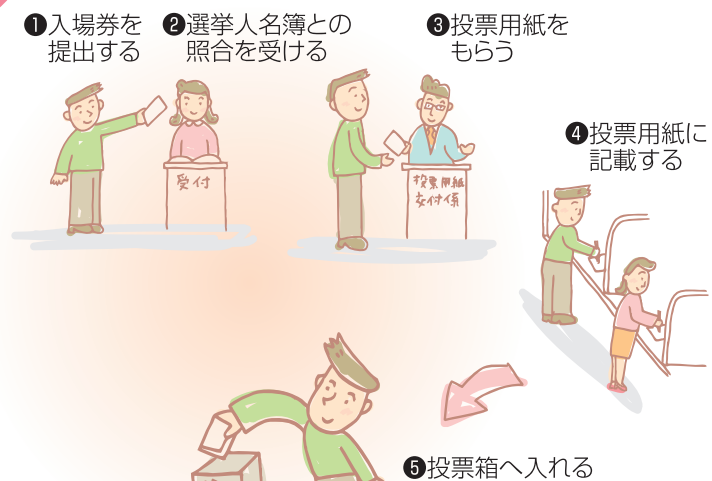
出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の窓口で申請

選挙権が
あっても投票
できない？



選挙は
こうして
行われます。

投票



開票

投票の有効、無効を決定し、得票数を計算します。



当選

選挙会を開いて、得票数の多い順に当選人を決定します。



投票のやり方は…？

- ①投票所入場券を提出する。
- ②選挙人名簿との照合を受ける。
- ③投票用紙をもらう。
- ④投票記載所で、投票用紙に記載する。
- ⑤投票箱へ入れる。

投票所入場券をなくして しまったけれど… でも、大丈夫!!

入場券は選挙人の確認を円滑に行うなどの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。万一入場券を紛失したときは、市区町の選挙管理委員会へおたずねください。

投票日前でも期日前投票 又は不在者投票ができます。

●次のような事由に該当する場合には、期日前投票又は不在者投票ができます。

◎投票日当日、職務、業務、一定の用務に従事すると見込まれる場合

◎投票日当日、用務や事故のため、投票区の区域外に旅行又は滞在すると見込まれる場合

◎病気、ケガ、妊娠、出産等で、投票日当日、歩行困難であることが見込まれる場合

●期日前投票又は不在者投票の できる期間及び時間

選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日まで毎日、原則として午前8時30分～午後8時

●期日前投票のできる場所

住所地の市区町の期日前投票所

●不在者投票のできる場所

滞在地の市区町村選挙管理委員会、指定病院等

こんな場合が 無効になります。 気をつけて!

せっかくの投票もルールをはずれると無効になります。

〈無効になる場合〉

- 所定の用紙を使わなかった。
- 候補者以外の氏名を書いた。
- 2人以上の氏名を書いた。
- 候補者の氏名のほか、それ以外のことを書いた(氏名の下に「へ」「さんへ」とつけたり、「必勝」「当選」など書いても無効。ただし、職業・身分・住所・敬称の類は例外)。
- 誰の氏名か確認できない。
- 白紙投票、いたずら書き。



若手25歳の 市長誕生も夢ではない。

被選挙権とは選挙によって国や県、市町村の公職に選ばれる権利のことです。

●参議院議員・都道府県知事
満30歳以上の日本国民

●衆議院議員・市町村長
満25歳以上の日本国民

●都道府県・市町村議会議員
満25歳以上の日本国民で、
その選挙権を有する者

他県の知事、 市町村長選挙にも 立候補できる。

都道府県・市町村議会議員は住所も被選挙権の要件になっていますが、知事・市町村長はその土地に住所がなくてもよいことになっています。



立候補届出前の 選挙運動は 禁止されています。

「先んずれば人を制す」ということわざは、選挙では通用しません。立候補届出前の選挙運動は無用な競争を招き、選挙運動費用も増加させるおそれがあるため、すべて禁止されています。フェアでお金をかけない選挙を実施するためにスタートは全候補者、同時です。

次のような人たちは 選挙運動を 禁止されています。

〈全面的に禁止されている人〉

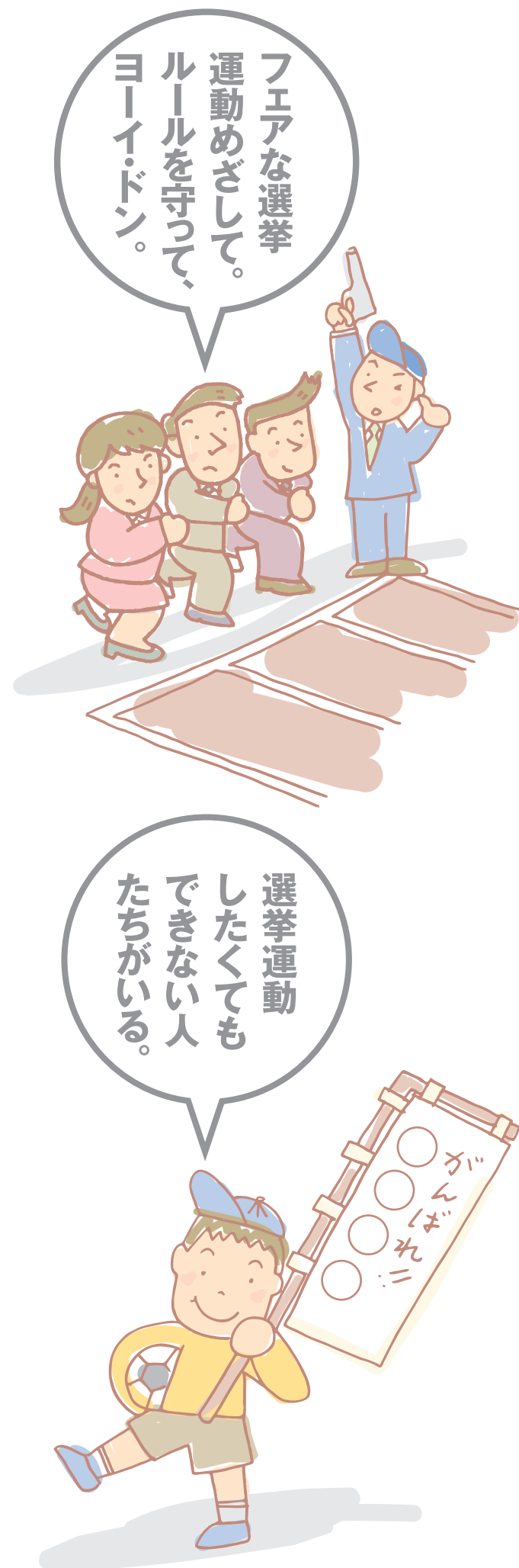
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、警察官など）
- 満18歳未満の者
- 選挙犯罪を犯したため、選挙権・被選挙権を停止されている者

〈関係区域内で禁止されている人〉

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）

〈地位を利用しての選挙運動を禁止されている人〉

- 国・地方公共団体の公務員
- 特定独立行政法人・特定地方独立行政法人の役職員
- 公庫の役職員
- 教育者



寄附はおことわりを 貫こう

きれいな選挙や政治をするために、政治家や候補者は選挙のあるなしにかかわらず、選挙区内の人に寄附をしてはいけないことになっています。

有権者が、これらの人たちに寄附を要求したり、勧誘したりするのはいけません。

選挙にお金がかからないようにすること。これは選挙や政治がきれいに行われるためにとても大切なことです。

そして、それは政治家や候補者ばかりでなく、有権者のみなさんの協力があってはじめて実現できるのです。

一人ひとりの理解と自覚が強く求められているのです。

●三ない運動のキャッチフレーズ

**「贈らない
求めない
受けとらない」**



時候のあいさつ状、お歳暮やお中元、祭りや各種集会への祝儀、親睦旅行への差入れ、ちょっとしたおみやげ等



政治資金については その収支が 公表されます。

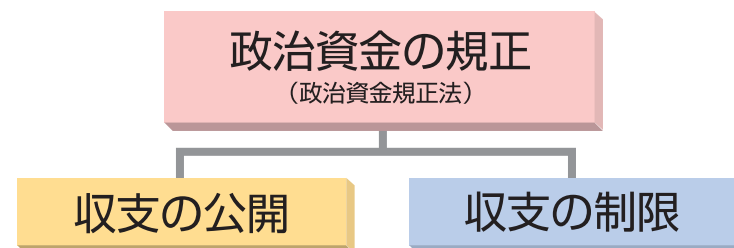
政治団体の政治資金について、毎年1回、前年の収入及び支出の状況が報告され、県公報、官報等により公表されます。また、収支の報告書を閲覧することもできます。

政治団体(政党や後援団体等) への寄附については 制限があります。

個人が寄附をする場合には、一つの政治団体への寄附をすることができる額の制限(個別制限)や、年間に寄附をすることができる総額の制限(総枠制限)があります。

また、会社・労働組合等は、総枠の範囲内で政党に対してする寄附以外は禁止されています。

後援団体等
政治団体の
政治資金の収支は
一定の制限が
あります。



ここでちょっとひと休み

選挙こぼれ話



得票数が同数になった。 さて・・・。

スポーツで試合が同点の場合、例えばサッカーならPK戦、野球なら延長戦、引き分け、再試合などとなりますが、選挙の場合は、得票数が並んだら、抽せんで当落を決定。選挙会において選挙長がクジを引き、当選者を決めます。

投票所が、どんどん身近に。

近年、投票所は、市区町の施設や学校、公民館などのほか、ショッピングセンター内や駅周辺など、立ち寄るのに便利な場所に置かれるようになってきました。

また、平成28年(2016年)の参議院議員選挙から、選挙権のない満18歳未満の人でも、家族などと一緒に投票所に入ることが認められるようになりました。

中学生の皆さんも、投票する家族と一緒に投票所を見学してはいかがでしょうか。

(注)他人の投票用紙をのぞき見たり、歩き回ったり騒いだりしてはいけません。
また混雑する場合などは入場をお断りすることがあります。



投票用紙には、あなたの 住所・氏名を書き実印を押す・・・？

明治23年に行われた第一回総選挙では、投票用紙に投票者の住所・氏名を書き、しかも実印を押さなければならなかったのです。これでは誰が誰に投票したか、すぐわかってしまい、投票の自由とはほど遠いものでした。

(参考文献 自由国民社刊「読める年表」より)



選挙と投票率

県内の各種選挙の投票率は全体で40%から50%台という低いレベルまで下がっており、特に若者の投票率は低く、20代は30%前後にとどまっています。

また、令和6年に実施された衆議院議員総選挙では、静岡県内の10代(18歳・19歳)の投票率は38.46%と、20代に次いで低くなっています。(下の年代別投票率グラフを参照)

少子高齢化の中、数少ない若者の声を政治に届けるにはこれで十分でしょうか？

2022年度から高等学校の必修科目に「公共」が新設されるなど、皆さんには、多様化していく社会の主演となって、活躍していくことが期待されています。

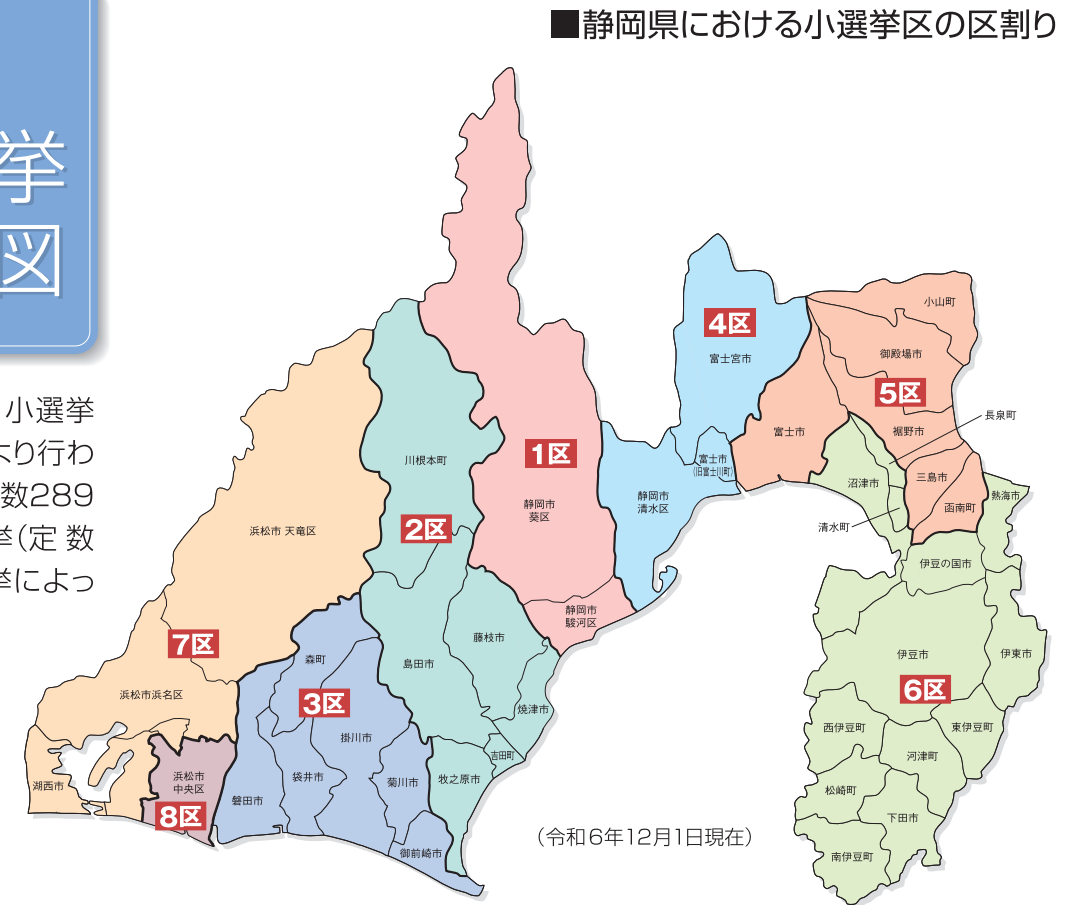
今のうちからニュースなどで政治や選挙の情報をキャッチし、自分の考えを持つように心がけましょう。



一票の力は、小さくない。

衆議院議員選挙選挙区図

衆議院議員の選挙は、小選挙区比例代表並立制により行われ、小選挙区選挙(定数289人)と比例代表選挙(定数176人)の二つの選挙によって議員を選びます。

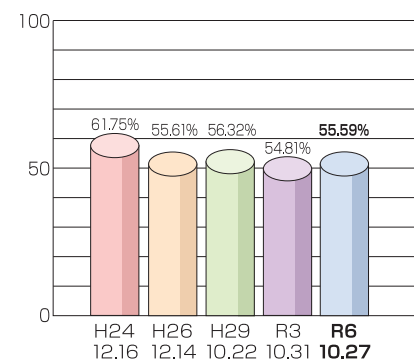


※浜松市中央区のうち、旧西区及び旧北区の区域は7区となります。

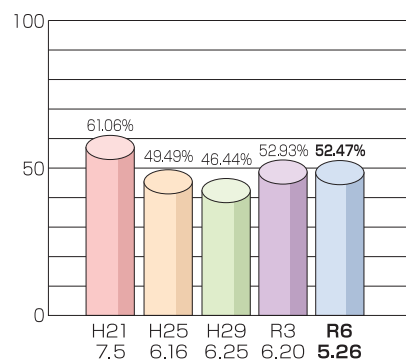
■最近の投票率の推移(県内)

衆議院議員総選挙

(小選挙区)

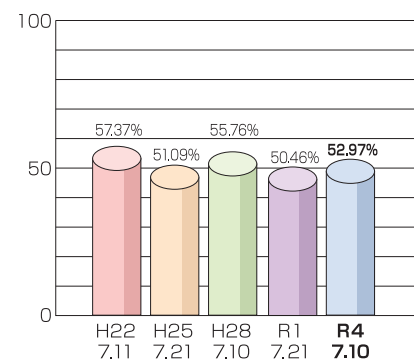


県知事選挙

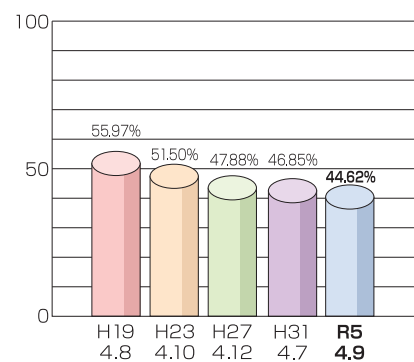


参議院議員通常選挙

(選挙区)

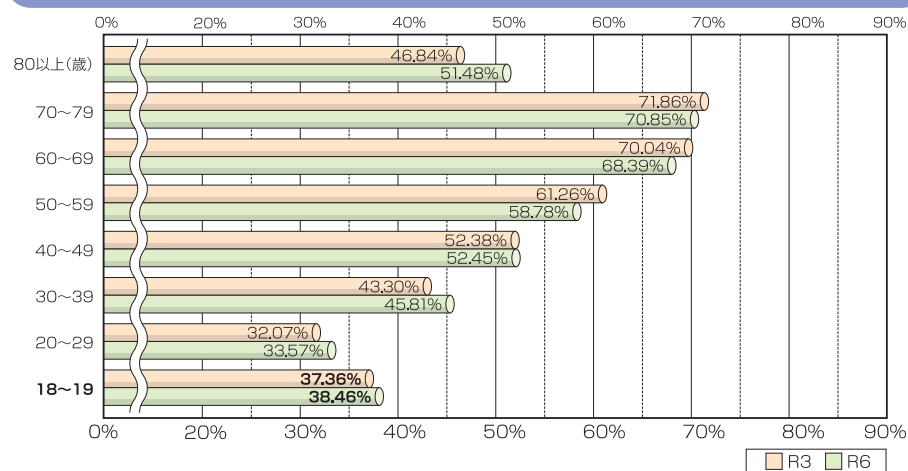


県議会議員選挙

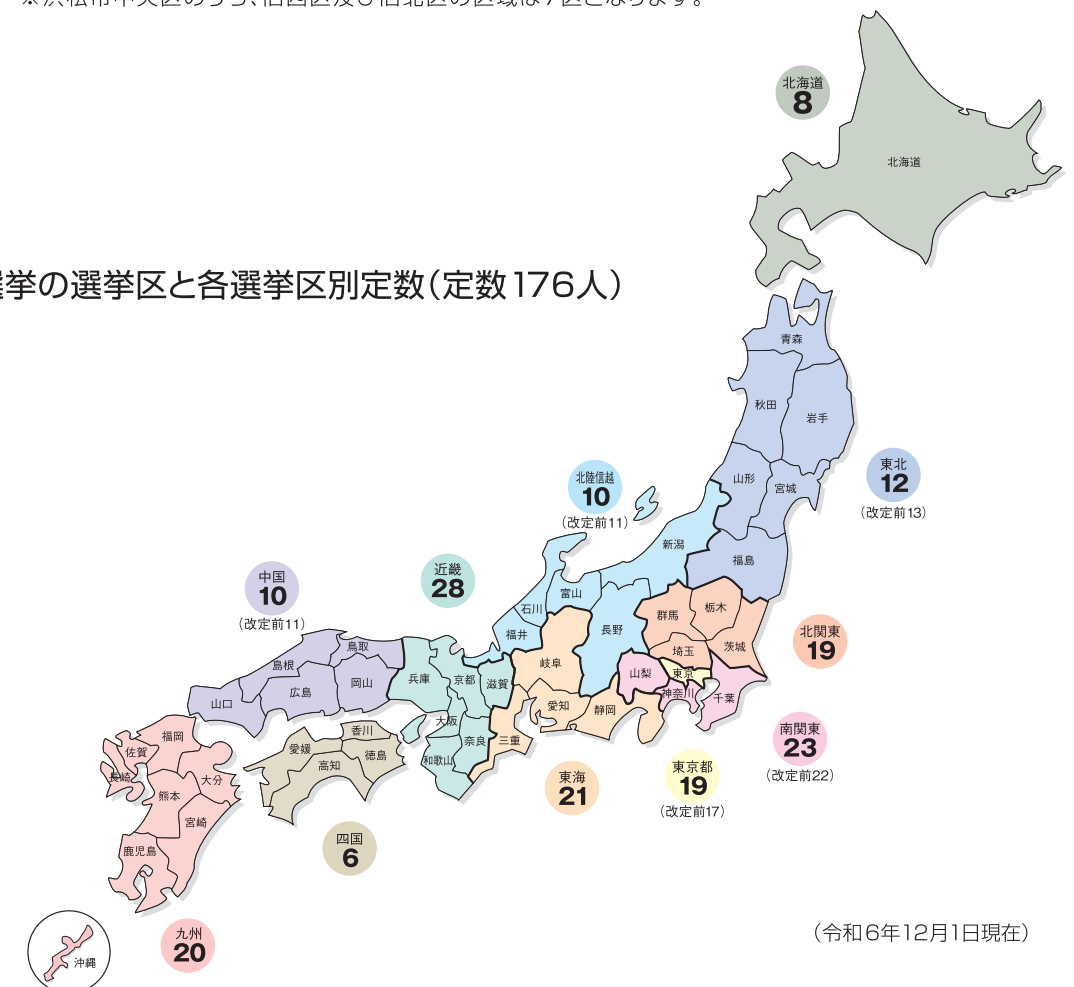


衆議院議員総選挙(小選挙区) 静岡県の年代別投票率

(注) 抽出調査による数値のため、実際の投票率との誤差がある。

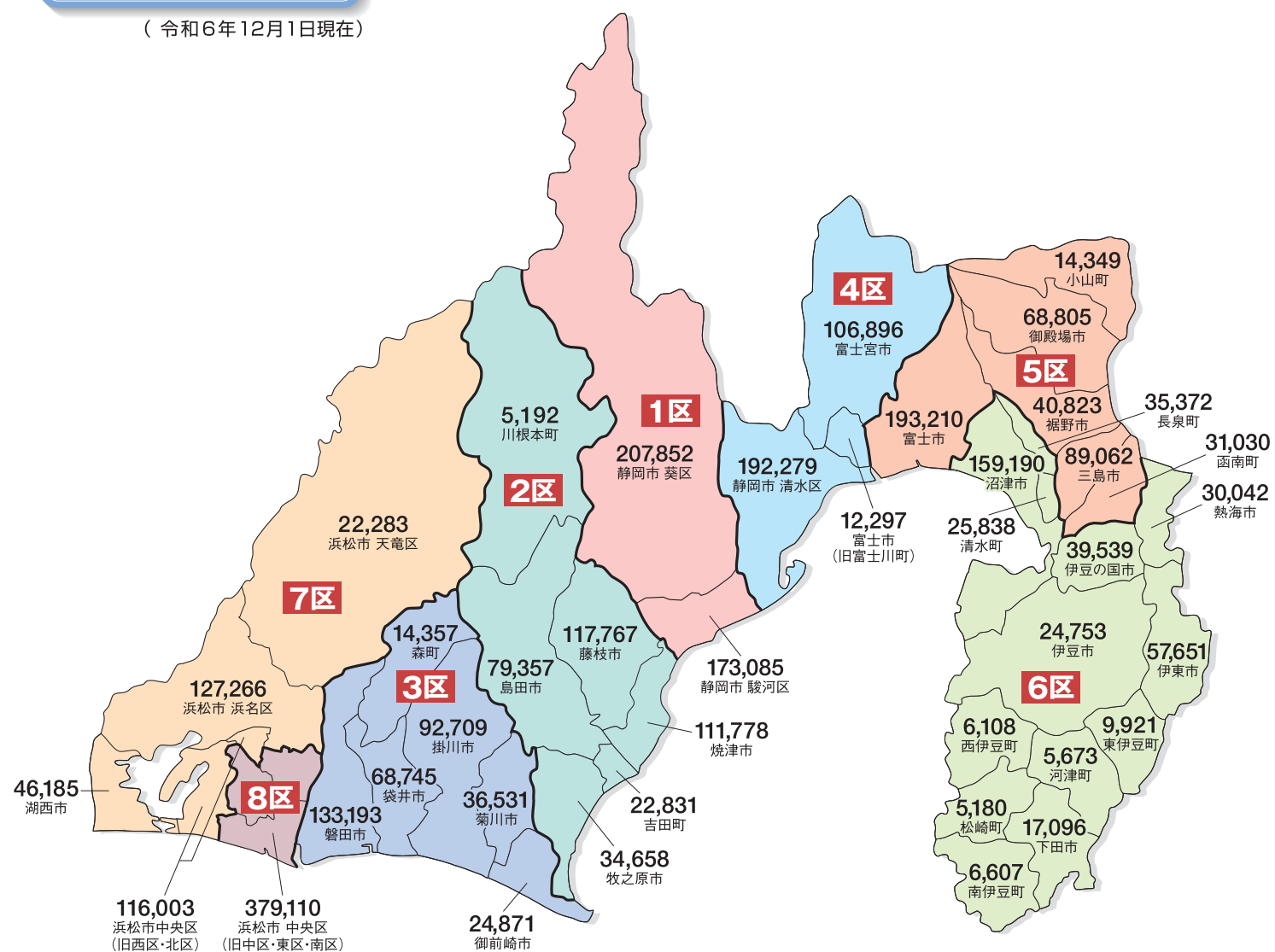


■比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数(定数176人)



市区町別 有権者数

(令和6年12月1日現在)



静岡県の有権者数

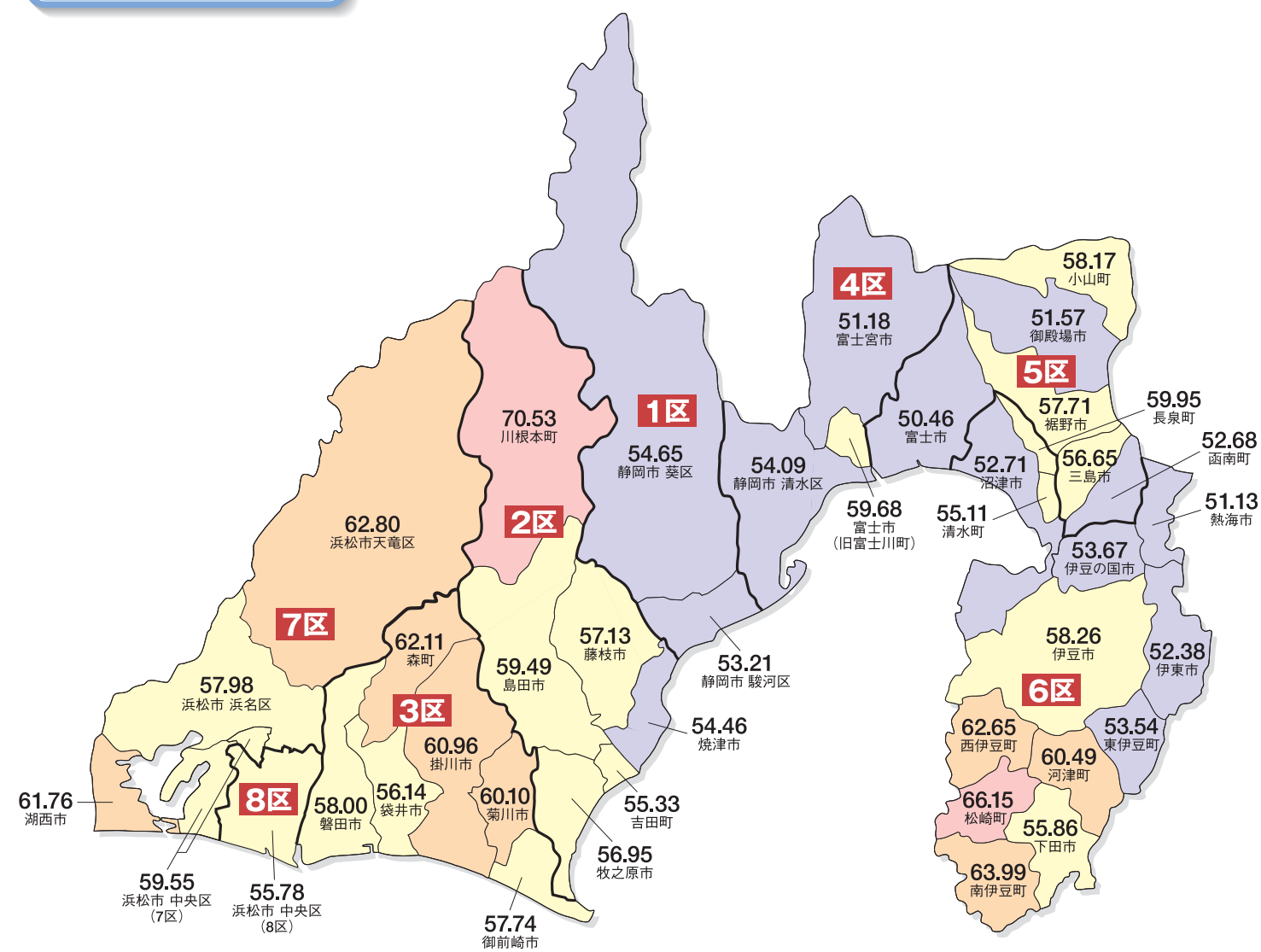
(令和6年12月1日現在)

男 1,467,394
女 1,518,100
計 2,985,494

選挙区別

第1区 …… 380,937
第2区 …… 371,583
第3区 …… 370,406
第4区 …… 311,472
第5区 …… 437,279
第6区 …… 422,970
第7区 …… 311,737
第8区 …… 379,110

衆議院議員 総選挙 市区町別 投票率(小選挙区)



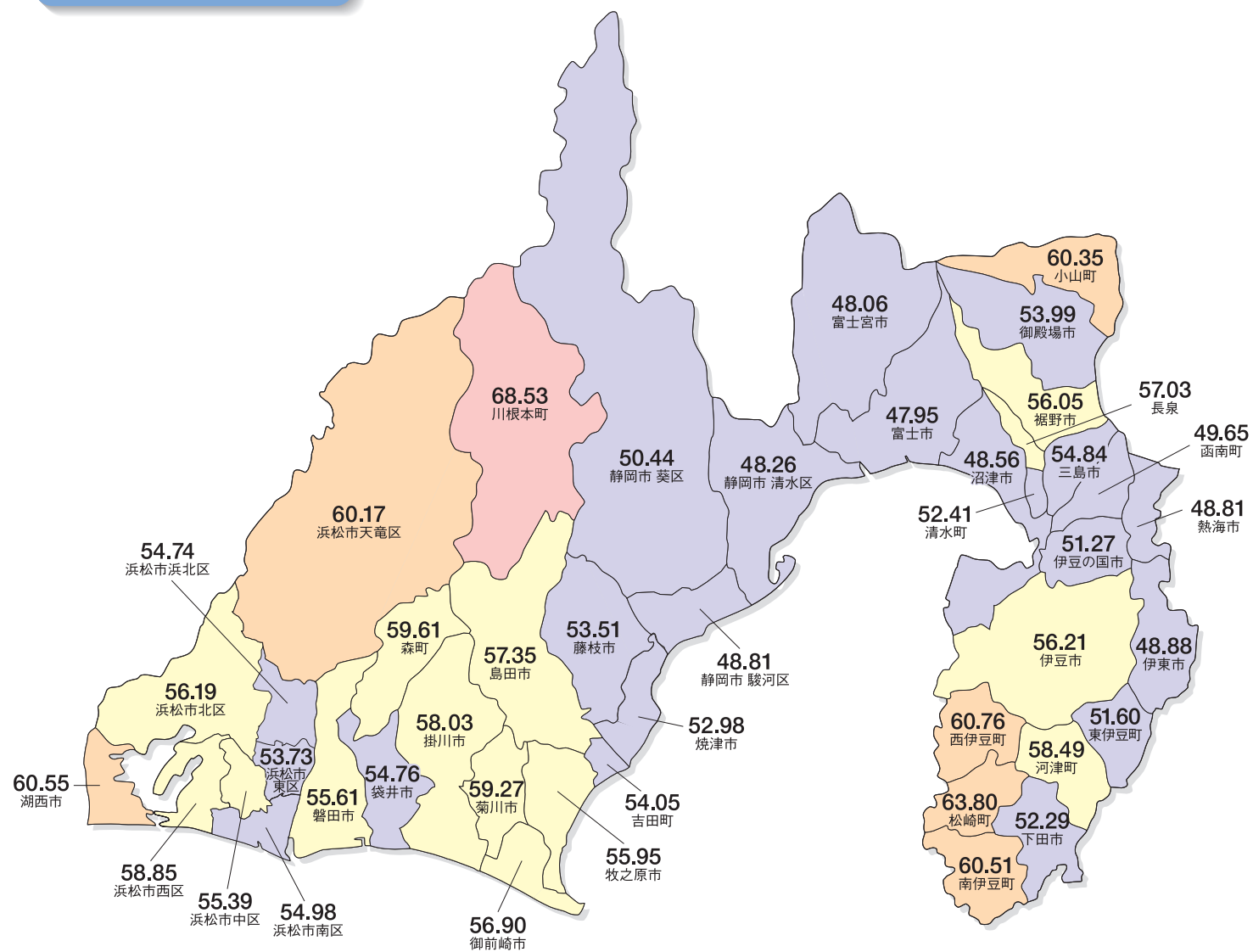
55.59%

(令和6年10月27日執行)

平均
投票率

65%以上
60%以上
55%以上
55%未満

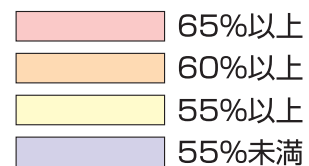
参議院議員
通常選挙
市区町別
投票率(選挙区)



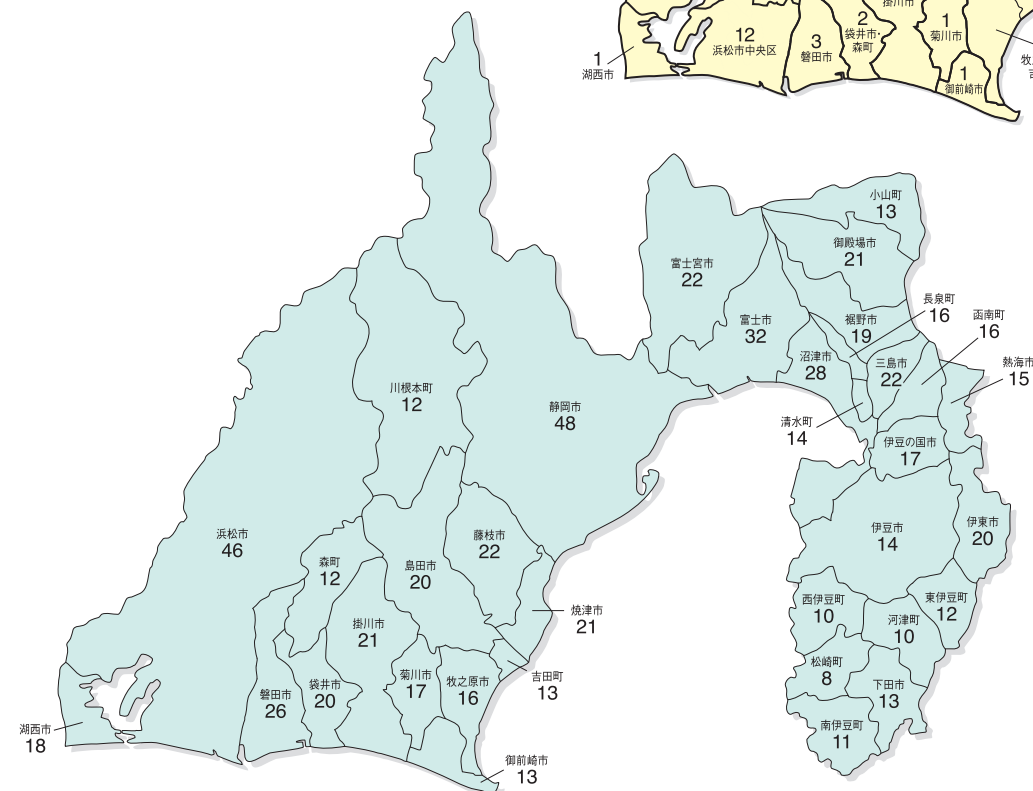
52.97%

(令和4年7月10日執行)

平均
投票率



県議会議員の
選挙区と定数
市町議会議員の
定数・市町長と
議員の任期満了日



令和6年12月1日現在の
県議会議員の
34選挙区の区分と定数
(定数 68人)

令和6年12月1日現在の
市町議会議員の定数

市町名	長の任期	議員の任期
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
静岡市	9. 4.12	7. 3.31
浜松市	9. 4.30	9. 4.30
沼津市	8. 4.28	9. 5. 1
熱海市	8. 9.13	9. 4.30
三島市	8.12.19	9. 4.30
富士宮市	9. 4.26	9. 4.26
伊東市	7. 5.28	9. 9.29
島田市	7. 5.28	7. 5.28
富士市	8. 1.18	9. 4.30
磐田市	7. 4.23	7. 4.23
焼津市	6.12.23	9. 2.21
掛川市	7. 4.23	7. 4.23
藤枝市	10. 6.19	8. 4.30
御殿場市	7.10. 2	10. 2.10
袋井市	7. 4.23	7. 4.23

市町名	長の任期	議員の任期
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
下田市	10. 7. 4	9. 4.29
裾野市	8. 1.28	8.10.11
湖西市	6.12. 5	9. 4.29
伊豆市	10. 4.24	10.10.31
御前崎市	10. 4.17	10. 4.17
菊川市	7. 1.29	7. 1.29
伊豆の国市	7. 4.23	7. 4.23
牧之原市	7.10.29	7.10.29
東伊豆町	8. 3.25	9. 5.19
河津町	7.11.25	8.10. 9
南伊豆町	7. 5.14	9. 8.23
松崎町	7.12.13	9. 4.22
西伊豆町	7. 4.23	7. 4.23
函南町	8. 4.10	9. 4.29
清水町	9. 4.25	9. 4.30

市町名	長の任期	議員の任期
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
長泉町	7.10. 9	7. 9.22
小山町	9. 4.30	9. 4.30
吉田町	9. 4.29	9. 4.29
川根本町	7.10.15	7.10.15
森町	10. 3. 9	7. 4.23

令和6年12月1日現在